

2024 年日本政府年次報告
「工業及び商業における労働監督に関する条約（第 81 号）」
（2021 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

〔第 9 条〕

2016 年 4 月より、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合され、独立行政法人労働者健康安全機構となった。その関係から担保法令についても「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 3 条」から「独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条」に変更となった。

2. 質問（b）について

（1）2022 年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて

（i）廃炉作業及び放射性物質除染作業に従事する労働者の災害防止対策

○ 「実施された監督の数、これらの分野で認められた違反の件数や性質に関する情報」について

2020 年から 2022 年までに福島労働局において、廃炉作業及び除染等の業務等を行う事業者に対して実施した監督指導件数、違反件数及び主な違反条文は以下表 1 及び表 2 のとおり。

表 1 廃炉作業

	2020年	2021年	2022年
監督実施事業者数	277	340	293
違反事業者数	123	137	67
違反率	44.4%	40.3%	22.9%
-現場の安全衛生関係措置違反	2.5%	2.9%	2.0%
-健康管理関係の違反	5.8%	2.6%	2.4%
-労務管理関係の違反	39.7%	33.2%	18.8%
違反件数	226	225	92
労基法15条（労働条件の明示）	9	20	0
労基法32条（法定労働時間）	17	12	9
労基法37条（割増賃金の支払）	40	52	20
安衛法66条の8の3 （医師による面接指導のための労働時間の状況の把握）	9	3	2
安衛法100条・電離則58条 （電離健康診断結果の報告）	4	6	3

表2 除染等作業

	2020年	2021年	2022年
監督実施事業者数	291	256	187
違反事業者数	129	96	70
違反率	44.3%	37.5%	37.4%
-現場の安全衛生関係措置違反	14.8%	10.5%	10.2%
-健康管理関係の違反	4.8%	1.6%	7.0%
-労務管理関係の違反	18.9%	19.1%	27.8%
違反件数	221	180	169
労基法15条（労働条件の明示）	55	49	52
労基法32条（法定労働時間）	25	19	13
労基法37条（割増賃金の支払）	22	30	27
安衛法22条・除染電離則7条 （事前調査）	3	2	4
安衛法第100条・除染電離則24条	4	2	6

○ 廃炉及び除染作業に関する「違反の原因や適用される労働基準の実施を確保するために取られた措置」について

我が国においてはかねてから労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して監督指導を実施することにより、適用される労働基準の実施を確保している。福島第一原子力発電所での廃炉作業及び福島県内での除染等の業務等を行う事業者における違反の原因及び指導内容は以下のとおり。

①安全衛生関係措置違反及び健康管理関係の違反

(a) 福島第一原子力発電所における廃炉作業について

現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場の割合は低いが、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。

健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に係る違反事業場が一定数みられるが、これは長時間労働を行った労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、放射線業務従事者に対して電離放射線健康診断を実施した際に、その結果を電離放射線健康診断結果報告書により所轄労働基準監督署長へ提出すべきところ、当該報告書の提出を失念していた事業場も一定数みられ、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

(b) 福島県における除染等作業について

現場における安全衛生関係の措置については、違反事業場が一定割合認められ、特に、違反事業場数が最も多い除染電離則第7条に基づく作業場所の事前調査については、電離放射線の被ばく防止のため重要な措置であるため、確実に調査を行うよう指導を行っている。

健康管理関係については、除染等業務従事者に対して除染等電離放射線健康診断を実施した際に、その結果を除染等電離放射線健康診断結果報告書により所轄労働基準監督署長へ提出すべきところ、当該報告書の提出を失念していたケースが多く、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

②労働管理関係の違反

労働管理関係については、法令の理解不足による違反が多いことから、監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

これら①、②に加え、東京電力ホールディングス等と連携し、労働者の健康管理や労働条件に関する法令の周知を入場事業者に対して行うとともに、監督指導により、労働基準関係法令の遵守を図っている。

さらに、中間貯蔵施設や汚染土壌搬入を行う事業者に対して、交通労働災害も含め作業に伴う労働災害防止対策を中心に必要な指導を行うとともに、引き続き特定復興再生拠点区域における除染作業を行う事業者に対し、関係法令や「除染作業等に係る総合対策」に基づき安全衛生対策が実施されるよう必要な指導を行っている。

また、各発注機関と連携し、関係事業者に労働者の健康管理や労働条件に関する法令の周知を図るとともに、監督指導により、労働基準関係法令の遵守を図っている。

○ 「2015年から2019年にかけて、除染作業に従事する事業場に対する監督が大幅に減少した理由」について

2015年から2019年までに福島労働局において、除染等の業務等を行う事業者に対して実施した監督指導件数は以下表3のとおりであり、

- ・ 除染特別地域では、環境省が特別地域内除染実施計画に基づき、除染を実施し、2017年3月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了している
- ・ 汚染状況重点調査地域では、市町村が定めた除染実施計画に基づき市町村、県、国等が除染を実施し、2018年3月19日までに帰還困難区域を除く全ての面的除染が完了している

こと等から、当該年より監督指導も減少していると考えられる。

表3 除染等業務を行う事業場への監督指導件数の推移

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
監督実施事業場数	1,299	1,020	274	267	338

○ 除染業務等に係る苦情等について

苦情の件数及び苦情による違反発見の頻度については集計しておらず、承知していない。

福島労働局においては、労働基準関係法令違反が疑われる情報が寄せられた場合は当該情報をもとに監督指導を実施しており、その違反率については上記表2で示したとおりである。

- 除染業務等に係る送検の結果等について
適用された罰則を含め結果についての詳細な情報を提供するのには困難だが、事例としては、廃炉作業について、労働災害を遅滞なく所轄の労働基準監督署長に届け出なかったこと（労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第100条第1項)、除染作業については、移動式クレーンの上部旋回体の旋回範囲内に労働者を立ち入らせたこと（労働安全衛生法第20条）などである。

(ii) 十分な労働監督官の数

- 労働基準監督官の数が十分なものとするために採られた措置について
2024年3月現在、全国の労働基準監督署の労働基準監督官は、2021年3月時点と比べ、94人増員しており、労働基準監督署の体制強化を図るために必要な定員の確保に最大限努めている。

- 都道府県別、性別の労働基準監督官の数
各都道府県別の配置数は下表のとおりである。

表4 都道府県別労働基準監督官数（2024年3月31日現在）

北海道	163	東京	358	滋賀	29	香川	28
青森	36	神奈川	133	京都	59	愛媛	39
岩手	43	新潟	70	大阪	230	高知	25
宮城	54	富山	32	兵庫	127	福岡	136
秋田	35	石川	36	奈良	28	佐賀	26
山形	37	福井	28	和歌山	36	長崎	41
福島	69	山梨	24	鳥取	19	熊本	48
茨城	68	長野	65	島根	23	大分	33
栃木	50	岐阜	54	岡山	48	宮崎	29
群馬	55	静岡	89	広島	75	鹿児島	40
埼玉	92	愛知	177	山口	48	沖縄	28
千葉	75	三重	50	徳島	24		
						合計	3,112

なお、2023年度に採用された労働基準監督官数は210人（うち女性81人）である。

各地区別の鉱務監督官数は下表のとおりである。

表5 地区別鉱務監督官数（2023年3月31日現在）

地区別	現在員数	地区別	現在員数
北海道	11	中国	8
東北	12	四国	8
関東	13	九州	11
中部	7	那覇	4
近畿	6	本省	4
		合計	84

(iii) 労働基準監督官の安全。職務遂行の妨害

過去の監督指導歴等から、監督官の安全確保に配慮を要すると考えられ、複数の監督官による対応が必要と考えられる事業場に対しては、原則として、チーム監督により実施することとしている。また、その編成についても、監督官の監督指導業務の経験等も考慮した上で、適切に判断するよう指示している。

労働基準監督官への暴力及びハラスメント等に対しては、労働基準監督官への業務妨害行為の発生時における迅速な警察官の出動について、警察署との連携強化に努めるよう管理者に指示している。また、臨検時に事業主等から暴力やハラスメントなど業務妨害等行為を受けかねないような状態となり、業務の遂行が困難であると感じた場合は、速やかに業務を中止し帰庁するよう指示しており、職務遂行中に暴力行為等を受けた場合には、警察署に対して被害に関する相談又は被害届の提出を行い、告訴・告発を行う等の毅然とした対応を行うこととしている。

なお、労働基準監督官を含む公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、刑法(明治40年法律第45号)第95条により、3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金が科されることとなっており、労働基準監督官等の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避した者等に対しては、労働基準法(昭和22年法律第49号)第120条第4号により、30万円以下の罰金が科されることとなっている。

(2) 2022年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

(i) 労働安全衛生分野における労働監督活動

これまでも、労働基準監督機関は、労働基準関係法令の履行確保のため、集団指導や個別指導等、あらゆる機会をとらえて労働基準関係法令の周知徹底や必要な助言を行うとともに、申告相談、災害発生等の状況を分析し、問題があると考えられる事業場を把握して、的確な監督指導を行うことにより法違反の是正を図っている。

2022年においては、定期監督等を142,611件実施しており、そのうち、労働安全衛生法の安全基準に係る法違反は27,041件、衛生基準に係る法違反は5,528件認められている。

また、国で把握した労働災害の発生状況等を踏まえ必要に応じ労働安全衛生法令の

改正を実施してきているところであり、第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業、建設業を含め、労働条件や安全衛生に関する問題を有する事業場に対してできる限り効果的な監督業務を行うため、各労働基準監督署において管内の状況を的確にとらえた監督計画をたてているほか、庁内業務における事務の簡素化、合理化等により、監督指導に費やす業務量が最大となるよう努めている。

これらの業種の定期監督等実施事業場数の結果は以下のとおり。

表6 定期監督等実施事業者数

業種	2020年	2021年	2022年
第三次産業 (小売業、社会福祉施設、飲食業等)	28,801件(違反率72.6%)	31,572件(違反率71.7%)	39,216件(違反率74.2%)
陸上貨物運送事業	3,993件(違反率74.7%)	4,298件(違反率75.0%)	4,723件(違反率76.0%)
製造業	27,992件(違反率72.5%)	27,356件(違反率72.9%)	31,430件(違反率74.8%)
建設業	40,430件(違反率64.2%)	43,004件(違反率62.5%)	49,284件(違反率64.7%)
上記4業種の合計	101,216件	106,230件	124,653件

※違反率には、労働災害防止に係る法違反以外の違反を含む。

・ 労働安全衛生法第98条に基づく命令について

労働安全衛生法第98条に基づく命令のみについての統計はないが、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から労働基準監督署長等が行った使用停止等命令処分等処分件数は、以下のとおり。

表7 使用停止等命令処分等件数

2020年	2021年	2022年
4,604	4,598	4,973

・ 労働安全衛生関連の違反に科せられた処罰の結果について

労働安全衛生関連の違反を含む労働基準関係法令違反について、2022年に労働基準監督機関により送検された事案のうち、起訴された件数は266件、不起訴処分と

なった件数は 501 件である。この起訴された件数のうち懲役刑に科された件数は 0 件、罰金刑に科された件数は 264 件である(2024 年 1 月時点)。

(ii) 労働時間に関する監督活動

労働時間に係る法令上の規定の履行確保に向けた措置について、労働基準監督機関において、以下の取組を実施している。

- ・ 企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。
- ・ 違法な長時間労働等を複数の事業場で繰り返す企業に対して、全社的な指導を行う。
- ・ 2015年5月に創設した是正指導段階での企業名公表制度に、過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど公表対象の拡大等

このように、日本政府は長時間労働が行われていると考えられる事業場に対しては、監督指導を徹底している。2022年度は33,218事業場に対して監督指導を実施し、約42.6%に当たる14,147事業場に対して、違法な時間外労働について、是正・改善に向けた指導を行った。

労働時間に関する違反について、条約勧告適用専門家委員会が求めている司法処分に係る詳細な情報を提供することは困難である。

(iii) 労働監督活動に関する年次報告書の公表と内容

我が国は、毎年労働基準監督年報をILO事務局国際労働基準局に提出している。また、この労働基準監督年報は第21条(a)～(g)の内容を網羅したものとなっている。なお、参考として、2020年以降の労働基準監督年報の概要を別添1のとおり添付する。監督対象となる可能性のある事業場の数及びそこで使用される労働者の人数に関する統計、並びに科された処罰の統計については、年報の「2. 業種別・規模別適用事業場数」「3. 業種別・規模別適用労働者数」「10. 送検事件状況」「11. 送検結果の推移」に含まれている。

3. 質問(c)について

労働基準監督年報に記載のとおり。

4. 質問(d)について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問（e）について

（1）2021年8月31日全国労働組合総連合会（全労連）からの意見書について

○労働基準監督官の任務の遂行の妨害について

2. （1）（iii）で回答したとおり。

○2019年度以降の原則について

過去の監督指導歴等から、監督官の安全確保に配慮を要すると考えられ、複数の監督官による対応が必要と考えられる事業場に対しては、原則として、チーム監督により実施することとしている。また、その編成についても、監督官の監督指導業務の経験等も考慮した上で、適切に判断するよう指示している。

[2020年 労働基準監督年報の概要]

1 事業場監督

令和2年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、145,633件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が116,317件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が18,310件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が11,006件となっている。

(1) 定期監督等（災害時の監督を含む）

令和2年中に定期監督等を実施した事業場数116,317件を業種別にみると、建設業が40,430件と最も多く、全体の34.8%を占め、次いで製造業の27,992件（同24.1%）、商業の17,106件（同14.7%）、接客娯楽業6,900件（同5.9%）、保健衛生業5,830件（同5.0%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、80,335件で違反率は69.1%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、安全基準に関する違反率が27.9%で最も高く、次いで健康診断25.1%、労働時間24.3%、割増賃金の20.8%、労働条件の明示13.5%、賃金台帳12.3%の順になっている。

(2) 申告監督

令和2年中に取り扱った申告件数は、25,568件であり、このうち、当年中に完結した件数は22,715件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が17,580件で最も多く、新規受理件数の81.3%を占め、次いで解雇の3,462件（同16.0%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の71.6%に当たる18,310件で、これを業種別にみると、商業2,950件（全体の16.1%）、接客娯楽業2,862件（同15.6%）、その他の事業2,671件（同14.6%）、建設業2,479件（同13.5%）、保健衛生業の2,210件（同12.1%）の順となっている。

(3) 再監督

令和2年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた92,273事業場の11.9%に当たる11,006件となっている。

(4) 司法処分

令和2年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、887件であり、その内訳は、労働基準法違反が374件で全体の42.2%を占め、労働安全衛生法違反が505件（同56.9%）、最低賃金法違反が7件（同0.8%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が300件で全体の33.8%を占め、製造業の224件（同25.3%）、商業の79件（同8.9%）、運輸交通業の56件（同6.3%）の順となっており、また、工業的業種計では588件（同66.3%）、非工業的業種計では299件（同33.7%）となっている。

2 賃金不払の概況

令和2年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で10,265件、対象労働者数で24,991人、金額で約76億8,992万円となっている。

これを業種別にみると、件数では、商業が1,729件で全体の16.8%を占め、次いで接客娯楽業の1,684件（同16.4%）、その他の事業の1,422件（同13.9%）の順となっている。また、対象労働者数では保健衛生業が4,458人（同17.8%）その他の事業が4,316人（同17.3%）の順となっており、金額では、商業が約14億4,491万円（同18.8%）、運輸交通業が約11億6,132万円（同15.1%）の順となっている。

令和2年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で7,325件（全体の63.1%）、対象労働者数で16,465人（同59.1%）、金額で約43億2,170万円（同48.6%）となっている。

3 労働災害発生状況

令和2年中に発生した労働災害による休業4日以上死傷者数は、全産業で131,156人（うち新型コロナウイルス感染症り患によるもの6,041人）であり、前年に比べ5,545人の増加となった。

産業別にみると、休業4日以上死傷者数については製造業が最も多く25,675人で全体の19.6%、次いで陸上貨物運送事業の15,815人（同12.1%）、次いで建設業の14,977人（同11.4%）となっており、製造業と陸上貨物運送事業、建設業の合計で全体の43.1%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で802人であり、そのなかでは建設業が最も多く258人で全体の32.2%を占め、ついで製造業の136人（同17.0%）となっており、前年に比べ全産業で5.1%減少した。

4 業務上疾病の発生状況

令和2年中の業務上疾病者数は全産業で15,038人であった。なお、新型コロナウイルス感染症り患によるもの（6,041）を含む。

これを産業別にみると、保健衛生業が6,989人（うち、新型コロナウイルス感染症り患によるもの（4,747））で全体の約46%を占め最も多い。

[2021年 労働基準監督年報の概要]

1 事業場監督

令和3年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、149,379件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が122,054件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が16,101件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が11,224件となっている。

(1) 定期監督等（災害時の監督を含む）

令和3年中に定期監督等を実施した事業場数122,054件を業種別にみると、建設業が43,004件と最も多く、全体の35.2%を占め、次いで製造業の27,356件（同22.4%）、商業の18,462件（同15.1%）、保健衛生業7,951件（同6.5%）、その他の事業6,003件（同4.9%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、83,212件で違反率は68.2%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、安全基準に関する違反率が28.6%で最も高く、次いで健康診断26.6%、労働時間21.6%、割増賃金の19.9%、賃金台帳12.1%、労働条件の明示12.0%の順になっている。

(2) 申告監督

令和3年中に取り扱った申告件数は、21,667件であり、このうち、当年中に完結した件数は18,824件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が15,119件で最も多く、新規受理件数の80.4%を占め、次いでその他労働基準法違反の3,099件（同16.5%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の74.3%に当たる16,101件で、これを業種別にみると、商業2,477件（全体の15.4%）、建設業2,393件（同14.9%）、その他の事業2,364件（同14.7%）、保健衛生業2,132件（同13.2%）、接客娯楽業の2,037件（同12.7%）の順となっている。

(3) 再監督

令和3年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた93,691事業場の12.0%に当たる11,224件となっている。

(4) 司法処分

令和3年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、918件であり、その内訳は、労働基準法違反が311件で全体の33.9%を占め、労働安全衛生法違反が593件（同64.6%）、最低賃金法違反が14件（同1.5%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が317件で全体の34.5%を占め、製造業の177件（同19.3%）、その他の事業の71件（同7.7%）、商業の69件（同7.5%）の順となっており、また、工業的業種計では566件（同61.7%）、非工業的業種計では352件（同38.3%）となっている。

2 賃金不払の概況

令和3年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で8,783件、対象労働者数で約18,000人、金額で約51億5,900万円となっている。

令和3年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で6,383件（全体の65.8%）、対象労働者数で約13,000人（同65.0%）、金額で約25億9,300万円（同43.7%）となっている。

3 労働災害発生状況

令和3年中に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者数は、全産業で149,918人であり、前年に比べ18,762人の増加となった。

産業別にみると、休業4日以上之死傷者数については製造業が最も多く28,605人で全体の19.1%、次いで陸上貨物運送事業の16,732人（同11.2%）、次いで建設業の16,079人（同10.7%）となっており、製造業と陸上貨物運送事業、建設業の合計で全体の41.0%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で867人であり、そのなかでは建設業が最も多く288人で全体の33.2%を占め、ついで製造業の137人（同15.8%）となっており、前年に比べ全産業で8.1%増加した。

4 業務上疾病の発生状況

令和3年中の業務上疾病者数は全産業で28,071人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が14,546人で全体の51.8%を占め最も多い。

[2022年 労働基準監督年報の概要]

1 事業場監督

令和4年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、171,528件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が142,611件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が16,639件、及び再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が12,278件となっている。

(1) 定期監督等（災害時の監督を含む）

令和4年中に定期監督等を実施した事業場数142,611件を業種別にみると、建設業が49,284件と最も多く、全体の34.6%を占め、次いで製造業の31,430件（同22.0%）、商業の21,700件（同15.2%）、保健衛生業10,833件（同7.6%）、接客娯楽業8,370件（同5.9%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、100,696件で違反率は70.6%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、健康診断に関する違反率が29.8%で最も高く、次いで安全基準26.9%、労働時間22.2%、割増賃金の20.4%、年次有給休暇14.2%、労働条件の明示13.8%の順になっている。

(2) 申告監督

令和4年中に取り扱った申告件数は、22,780件であり、このうち、当年中に完結した件数は19,357件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が16,297件で最も多く、新規受理件数の81.7%を占め、次いでその他労働基準法違反の3,065件（同15.4%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の73.0%に当たる16,639件で、これを業種別にみると、商業2,641件（全体の15.9%）、その他の事業2,466件（同14.8%）、建設業2,464件（同14.8%）、保健衛生業2,312件（同13.9%）、接客娯楽業の2,060件（同12.4%）の順となっている。

(3) 再監督

令和4年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた111,914事業場の11.0%に当たる12,278件となっている。

(4) 司法処分

令和4年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、783件であり、その内訳は、労働基準法違反が253件で全体の32.3%を占め、労働安全衛生法違反が518件（同66.2%）、最低賃金法違反が12件（同1.5%）となっている。

これを業種別にみると、建設業が285件で全体の36.4%を占め、製造業の174件（同22.2%）、運輸交通業の64件（同8.2%）、その他の事業の58件（同7.4%）の順となっており、また、工業的業種計では535件（同68.3%）、非工業的業種計では248件（同31.7%）となっている。

2 賃金不払の概況

令和4年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で9,136件、対象労働者数で約18,000人、金額で約53億1,800万円となっている。

令和4年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で6,443件（全体の64.4%）、対象労働者数で約12,000人（同57.1%）、金額で約25億5,000万円（同39.7%）となっている。

3 労働災害発生状況（※新型コロナウイルス罹患によるものを除く）

令和4年中に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者数は、全産業で132,355人であり、前年に比べ1,769人の増加となった。産業別にみると、製造業が最も多く26,694人で全体の20.2%を占め、次いで陸上貨物運送事業の16,580人（同12.5%）、小売業の16,414人（同12.4%）となった。

一方、死亡者数は、全産業で774人であり、そのなかでは建設業が最も多く281人で全体の36.3%を占め、次いで製造業の140人（同18.1%）となっており、前年に比べ全産業で0.5%減少した。

4 業務上疾病の発生状況（※新型コロナウイルス罹患によるものを除く）

令和4年中の業務上疾病者数は全産業で9,506人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が2,537人で全体の26.7%を占め最も多い。